

ケアステーション いぶ樹

介護保険法に基づく介護サービス運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社いぶ樹が設置するケアステーションいぶ樹(以下「事業所」という。)において実施する指定介護サービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の立場にたった適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、事業対象となる利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定介護サービス事業者その他の介護サービスまたは保険医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、前三項のほか、関係法令等を尊守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりにする。

- 1 名称 ケアステーション いぶ樹
- 2 所在地 福島県会津若松市八角町 16 番 40 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2 サービス提供者 1名(常勤兼務)
サービス提供責任者は、事業所に対する介護サービスの利用申込みに係る調整、事業者の従業者に対する技術指導を行うほか、訪問介護計画、介護予防訪問介護計画、または介護

予防訪問介護相当サービス計画（以下「介護予防訪問介護計画等」という）を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。

- 3 訪問介護員 2.5人以上（常勤換算）

訪問介護員は、訪問介護計画、介護予防訪問介護計画等に基づき、介護サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月・火・水・木・金・土・日曜日(祝祭日も可能)
- 2 営業時間 午前8時30分～午後5時30分(時間外対応も可能)
- 3 上記の営業時間のほか、電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

(主たる対象者)

第6条 事業所は、主たる対象者は特定しない。

(事業の内容)

第7条 この事業所が提供する事業の内容は次のとおりとする。

- 1 訪問介護計画、介護予防訪問介護計画等の作成
- 2 身体介護に関する内容
 - ① 食事の介護
 - ② 排泄の介護
 - ③ 入浴の介護
 - ④ 通院介助(身体介護を伴う場合)
 - ⑤ その他日常生活を営むために必要な身体の介護
- 3 家事援助等に関する内容
 - ① 調理
 - ② 洗濯
 - ③ 掃除
 - ④ 通院介助(身体介護を伴わない場合)
 - ⑤ その他日常生活を営むために必要な家事の援助
- 4 生活等に関する相談及び助言
- 5 介護サービスに関する内容
常時介護を要する利用者に対して、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、その他厚生労働省で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。
- 6 その他の生活全般にわたる援助

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、訪問介護、介護予防訪問介護、または介護予防訪問介護相当サービス（以下「介護予防訪問介護」という）を提供した際は、介護認定を受けた高齢者者又は高齢者の家族（以下、「利用者等」という。）から、介護保険法、または市町村が定める負担月額

の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受理領を行わない訪問介護、介護予防訪問介護を提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省、または市町村が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 通常の事業の実施区域以外のサービス提供時の交通費については、下記によって請求をする。

【交通費の算出方法】

事業所～サービス提供場所間の距離（km）× 単価（A）＝交通費

(A) = 燃費（B）× ガソリン単価（C）

(B) = 燃費=国交省/経産省データ（国産車JC08モード平均値：年度）

(C) = ガソリン単価=経産省データ（4月：福島県：レギラー）×補正值（D）

(D) = 補正值=車両損料を考慮して（D=1.5）とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

会津若松市全般

(緊急時における対応)

第10条 事業所の従業者は、訪問介護、介護予防訪問介護等の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を構ずるとともに、関係者及び管理者に報告するものとする。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(苦情解決)

第11条 提供した訪問介護、介護予防訪問介護等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けつけるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、提供した訪問介護計画、介護予防訪問介護計画等に関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導者又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止、身体拘束防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- 2 従業者はいかなる場合であっても、利用者に対して身体拘束等の行為をしてはならない。ただし、利用者の生命・身体等の危険防止や従業者の安全確保のためにやむおえず身体拘束を行う場合には、必要事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、前項の規定を確実にすすめるために、虐待防止・身体拘束対策委員会を設置

し、その運営については別に規定する。

①

- 2 事業所の従業者は、訪問介護、介護予防訪問介護の提供中に利用者に虐待の事実やその疑いがあると思われる事実を発見した時は、速やかに事業所及び管理者に報告をし、事業者は、関係者、医療機関及び行政機関に相談・報告をするものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 事業所は、従業者の資質向上のための研修(前条に規定する高齢者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次とおり設けるものとし、また、業務体制を整備するよう努める。

①採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

②継続研修 年 5 回

2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社いぶ樹と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

6 事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この規定は、令和 1 年 12 月 16 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 11 月 15 日より施行する。